

## 前月25日の年休発表、予備月乗務員の行路指定を勝ち取る！ 年休裁判闘争・一方的休日出勤反対の闘いの成果だ！

新幹線鉄事と関西支社は4月18日の業務委員会で、乗務員の年休発給について、前月25日の勤務発表で可能な限り発表すること、予備月の勤務についても前月25日の勤務発表で可能な限り行路も指定することを明らかにしました。

会社はその理由を「乗務員の勤務に3カ月連続予備月が発生したため、乗務員が生活設計しやすくする」としています。しかしそれは取り扱いが変更できるようになった理由ではありません。あたかも乗務員の生活設計を考えて変更をしたかように描き出そうとしていますが、会社は「年休裁判」の準備書面で予備月の勤務について、前月25日に発表せず勤務日の5日前としている理由等について「勤務発表後の需要が急激に高まる場合の臨時列車手配の必要、乗務員の病気等による突発的に乗務できなくなることの発生に対応しようとする、連鎖的に乗務員へ勤務変更が波及するので事実上不可能、そしてそれは乗務員の私生活の予定が立ちにくくなる」と述べています。

しかし関西支社は数年前に、大阪の運輸所の乗務員の勤務について「前月25日までに予備月の乗務員の勤務も組んでいる」旨明らかにしています。前月25日に予備月の行路や年休を明らかにすることは関西支社が述べている通り、可能だったのです。「のぞみ12本ダイヤ」により、今後はさらに臨時も含め列車本数は増えるのです。それでも、前月25日に年休発給や予備月の行路が発表できるのです。つまり今まで、いかに少ない要員数で列車を動かすかという会社側の都合で発表しなかっただけのことです。さらには、年休の発給を意図的に抑えていたのです。

私たちは年休裁判を通じ、新幹線の臨時列車は四季ごとに設定され、それに伴う臨時行路も当該四季に入る相当前に職場で明らかにされていて、勤務日5日前にならないと予備月乗務員の勤務を発表できないことはないことを指摘しました。さらに同意なき一方的休日出勤反対の闘いの一環として、年休の時季指定と時季変更権行使について会社の取り扱いの矛盾を指摘してきました。私たちの第三者機関を活用した闘いと職場での闘いを結合させて闘ってきた結果、十分とはいえませんが今回の取り扱い変更を勝ち取ったのです。